

第5回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 糸島市役所 庁議室

3. 出席委員(19人)

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 1番 | 内野敏一 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 西原芳幸 |
| 副会長 | 3番 | 平野利延 |
| 委員 | 4番 | 中原誠也 |
| | 5番 | 中園秀輝 |
| | 6番 | 丸山文子 |
| | 7番 | 藤嶋政秀 |
| | 8番 | 成吉隆義 |
| | 9番 | 三苫幹治 |
| | 10番 | 増田耕一郎 |
| | 11番 | 磯部絹代 |
| | 12番 | 宗孝幸 |
| | 13番 | 三坂勝弥 |
| | 14番 | 松尾幸子 |
| | 15番 | 奥功 |
| | 16番 | 東司時隆 |
| | 17番 | 田中正一 |
| | 18番 | 原田正成 |
| | 19番 | 井上孝治 |

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第37号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第41号 農地改良届出について
- 議案第42号 非農地証明願について
- 議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- 議案第44号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

議案第45号 糸島市住宅に付属する農地の別段面積取扱い基準に関する内
規の改正について

その他

- 1) 農地移動適正化あっせん申出てん末届について（報告）
- 2) 農地対策委員会A班報告について
- 3) 農業経営改善計画認定申請者一覧表（6月認定分の資料）
- 4) 農地転用許可後の軽微な変更について（報告）
- 5) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 秋 | 山 | 順 | 二 |
| 農 | 地 | 係 | 長 | 前 | 村 | 永 | 久 |
| 主 | | | 事 | 赤 | 嶺 | 尚 | 人 |

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
引き続き、西原職務代理者の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。
お願いいたします。

職務代理者

皆さん、こんにちは。今、梅雨の時期ですけど、今年は空梅雨で田植えを非常に苦勞された方もおられると思いますが、無事田植えも終わって安心されているときだと思えますけど、今日の出席どうもありがとうございます。

それでは、ただいまより第5回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員の全員が出席をされております。本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしくお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局

内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。井上孝治委員と三坂勝弥委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第37号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任、並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、事務局より内容を説明させていただきます。

まず、受け付け番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

農地の場所につきましては議案書の4ページをごらんいただきたいと思います。こちらの片山排水機場から50メートルほど東にございます。こちらが農地の所在でございます。

続きまして、受付番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

まず、農地の所在をお伝えしたいと思います。6ページをお願いいたします。

農地の場所につきましては新田の本村公民館のほうから220メートルほど南西側でございます。

あわせて94ページを開いていただきたいんですけども、こちらにつきましては先月の総会であっせん議受候補者をご選定いただきおりましたけれども、候補者の方に購入する意思がないということであっせん不調に終わりました。てんまつとなっておりますので、またこの総会にて新たな議受候補者の選定をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長

それでは、あっせん推進委員さん、また、あっせん農業委員さんの指名をしたいと思います。

受付番号1番の二丈片山の件ですけれども、あっせん推進委員さんを片山利光委員、松崎国博委員、あっせん農業委員を中園秀輝委員、増田耕一郎委員をお願いいたします。

それから、受付番号2番の新田の件ですけれども、あっせん推進委員さんを小林靖之委員、重富輝昭委員、清水節男委員、あっせん農業委員を丸山文子委員、三坂勝弥委員をお願いいたします。

それでは、ただいまよりあっせん候補者選びをしてください。ほかの方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

再開します。

議受候補者の発表をお願いいたします。

まず、番号1番の二丈片山の件です。候補者をお願いします。

推進委員

候補者が2名いまして、XXXXXXXXXXと、上深江の方ですが、今、この土地を耕作されていると思われるXXXXXXXXXX氏を候補としました。

議 長

それでは、受付番号2番について候補者名をお願いします。

推進委員

受付番号2番、新田字吉原XXXXXXXXXX、議受候補者は2名おられます。

■■■■さん、■■■■さん。以上です。

議 長 もう一度確認を事務局のほうよりよろしくお願いします。

事務局 確認いたします。

受付番号1番です。あっせん委員につきましては、推進委員から片山利光委員、松崎国博委員、農業委員から中園秀輝委員、増田耕一郎委員でございます。譲受候補者ですけれども、■■■■、もう一方、■■■■さんでございます。

受付番号2番でございます。あっせん委員として、推進委員から小林靖之委員、重富輝昭委員、清水節男委員、農業委員から丸山文子委員、三坂勝弥委員でございます。譲受候補者として2人ございまして、■■■■さんと■■■■さんでございます。以上、確認しております。

議 長 それでは、あっせん成立に向けて頑張ってくださいますように、よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、次の審議に移ります。事務局。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。

議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

なお、受付番号2番につきましては申請人である■■■■委員が当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づきまして議事参与の……（「推進委員の方は退場してよかですか」と呼ぶ者あり）

議 長 いや、まだ。もう時間がないという方があれば、ここで退席されて結構です。なるべくならおってください。

（推進委員退席）

事務局 それでは、確認でございます。受付番号2番のご審議の際につきましては■■■■委員が当事者でございますので、ご審議の際にご退室していただくようになりますので、よろしくお願いいいたします。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、受付番号1番から井上委員よろしくお願いいいたします。

19番 19番井上です。議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議長 続きまして、受付番号2番、平野利延委員よろしくお願ひいたします。

3番 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議長 続きまして、受付番号3番も平野副会長お願ひします。

3番 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議長 それでは、受付番号4番と5番を奥委員お願ひします。

15番 15番奥です。受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

5番と関連しますので、続けていきます。受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

4番と5番の土地の交換です。よろしくお願ひいたします。

事務局 農地法の第3条第1項の規定による許可申請につきましては、議案書の7ページに記載しております7つの審査項目を判断材料として審議してい

ただくこととなります。この7つの審査項目のうちに1つでも「はい」に該当する場合につきましては許可できないということにはなっておりますが、今回この審査表で確認する上で全て「いいえ」のほうに丸がついておりますので、書類上の審査では許可相当と言えますので、加味してご判断よろしく願いいたします。

議 長 それでは、先に受付番号2番を審議したいと思いますので、 委員退室をお願いいたします。

(委員退席)

議 長 それでは、2番の使用貸借、これは親子関係の使用貸借かと思っておりますが、これにつきまして意見、質問がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 ないようでしたら、採決をとります。
 受付番号2番の志摩櫻井につきまして許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ということです。

(委員着席)

議 長 それでは、受付番号1番、3番、4番、5番につきまして意見、質問のある方はどうぞ。

5 番 5番中園です。4番、5番が交換ということですけど、何かあるんですか、面積が違いますけど。

15番 面積は違うんですけど、これは四十何年か前に交換してそのままの状態になっとうということで、今回申請を出したということで、そのあたりは両方の合意のもとでやっていますので、よろしく願いいたします。

議 長 よろしいでしょうか。

5 番 はい。

議 長 ほかに関か質問、意見がありましたら、どうぞ。

7 番 7番藤嶋ですけど、受付番号3番ですね。面積が93平方メートルということで畑ということでもありますけど、この背景はどういう状況ですか。

議 長 副会長。

3 番 私が聞いたところでは、この譲受人の屋敷の裏に道ができて、これだけの面積になってから、どうしようもないけんということで、■■■さんが買ってくれということで買うようにしましたということです。屋敷の裏にあそこの境のあろうが、こちらの家。（発言する者あり）

議 長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決をとります。
番号1番、3番、4番、5番につきまして許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の審議に移ります。事務局。

事務局 議案書の13ページをお願いいたします。
議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、4条につきまして今回は第3調査部会が審議しております。部会長のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長(6番) 議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

14ページの地図をお願いいたします。別冊の資料の1ページと2ページもお願いいたします。

申請地は県道津和崎線の東風小入り口信号から手前40メートルほどの南東側の農地、これは国道202号線の産の宮交差点から北のほうに行くと泊のほうに行く道があります、あのカーブの近くのとこにあります。現地は駐車場への転用が事前着工されており、土地賃貸借契約書と始末書が添付された上での申請となっています。始末書によれば、平成20年から■■■■の駐車場となっており、過去に違反転用の是正指導の経過が確認されていませんでした。

農地区分はその他農地に該当し、問題ありません。

また、関係各課の意見では都市計画課から意見が出ておりますが、既存の事業所から20メートル以上離れた場所に駐車場がありますので、特に支障となる意見はありません。

本来、原状回復後の転用申請が相当ですけれども、10年以上経過していることや違反転用の解消となることから、第3調査部会ではやむを得ず許可相当と判断しています。以上です。

議長 事務局。

事務局 農地法第4条の許可申請につきましては、審査基準がございます。こちらは議案書の12ページをお願いいたします。許可基準につきましては12ページ記載の一般基準というところと13ページに書いています立地条件、こちらが立地基準ということになります。

一般基準につきましては、「適当」、「該当なし」、また、「見込みあり」というところがあれば、許可見込みがあるという判断となりますし、立地基準につきましては、農地区分上、その他農地ということで、このほかに代替地がないということとなりますと、許可相当と言えるんですけれども、この中で書類審査上につきましては許可相当であるという判断ができるようになっております。以上です。

議長 それでは、調査部会の資料を見てもらってもわかりますように、現在でもこだけ車を置いてあります。それで、許可がおりるまでは車をのけなさいという指導は一応しております。それで、皆さん方の意見、質問がありましたら、どうぞ。（発言する者あり）

調査部会長(6番) トラックだけは今ちょっとのけてあって、普通の乗ってきてある乗用車というか、■■■■さんに勤めてある方の乗用車みたいなのが少しだけ

はこの前見ましたらありましたけど、大きいのはありませんでした。

議 長

磯部委員。

11番

11番磯部です。違法転用をして10年ぐらいたっているとおっしゃっていましたが、こういうのがあったときはどこの法的根拠によって今からされるのかなと思って。この人は10年で時効取得ぐらいの長い期間やったから何もせんで追加ですよというふうにしてあると思うけど、今後こういう事案で、三、四年とか、こういう事案が出てきたときの勉強会をしたらと言いやけど、法的根拠はどこに求められるんですかね。

事務局

今おっしゃったように、原状回復をするしないという部分で、年数等が根拠にあるかというところかと思いますが、事実上、原状回復が年数の根拠はございません。ただ、現状としまして、回復命令ができるかというところで、既に建物が建つた場合とか、これを解体して再度申請してくれとかという部分については無理だろうという判断、部会長からもありましたが、基本、原状回復して転用申請して許可という流れが原則という考え方がございますが、もう一つ、県の違反転用の是正指導という中では、原状回復が相当と認められない場合というところと、あと、もう一つ、違反の是正という意味で、許可を後からでも受けて是正という考え方がございます。

質問の内容に戻りますが、何だから原状回復せんでいいという決まりという根拠というものはございません。以上でございます。

議 長

よろしいですか。

事務局

逆に原状回復をしないという根拠というところになると、今言った農地法の部分があるんですけども、これが全国的な裁判の中で、原状回復しなかったときに許可が出せないかということで負けているケースもあります。原状回復をしないから許可を出せないということで。そういう法律的なものを考えた中で、県のほうについては、追認できるもの、転用の見込みがあるものについてはその手続を進めるというふうな考え方の中で原状回復については農業委員会のほうで判断してくださいという考え方になっております。

そういう大きい流れがある中で個別に原状回復するのが非常に経済的負担を伴うとか、そういう部分については原状回復というのは求めずに追認の方向でいっているのが現状でございます。以上です。

11番

基本は原状回復が原則ですから、こういうのを請求しなくて、場所、

個々の現状を見て原状回復するには、もし、建物が建つとった場合、それまで撤去してしなさいというあれは多大なお互いに損害の拡大にもなろうし、法的根拠を求めるのは大変だろうから、こういう駐車場とか、そういうふうな、許可が出るまでは駐車場はのけておきなさいよという土の状態に戻しとって、こういう許可申請があれば、きちっと対応しますよと。建物は建っている場合は当然原状回復するのは難しい状態にあるから、それはそのまま追認しますよというような考えで、今後ともこういう案件が出たら、今のような考えで許可等の話は進めていいわけですかね。ここに当然上がってきますけど、聞かれた場合とかはどういうふうに答えていいかというのが私が一番聞きたかった点です。

議 長 そのこの案件にもよりますけど、それをもう建つとけん、認めますよ。それやったら、じゃ、建てた者が勝ちじゃないかというふうになってくるけんですね。

1 1 番 そう。それをいつも依頼者から聞かれる。聞かれたら、そういうふうにあれしとうとに、よかやないか、早う建てて何も無許可でして、後でよかと言われたら、不公平やないかとは言われるから。

議 長 それこそ建てた者勝ちなるけんですね。やっぱりそこいらは建てよんしゃときならストップかけて。

1 1 番 建てる前とか。

議 長 建てよんしゃあときは農業委員さんが見とってストップをかけて、許可が出るまで工事はストップというごたふうで今まではしておりました。だけん、それをまた最初から基礎からのけれというわけにもまたいきませんけれども。

1 1 番 当然それはしないほうがいいという方向性でしているけど、ただ、他の依頼者から公平さを持って見るときに、指導を受けた方が聞きに来られたからね。何てお答えしても、公平さ、あなたの求めている公平さと、こっちがもう建ててしまった後の公平さはちょっと違うけんね、問題意識も違うから、どれがいいとか悪いとかじゃなくて、とにかく許可がないことはまず違法状態よということを認識してもらって進めて、それを今後どうするか。訴訟まで発展せんできちっと原状回復が費用等もかからず、双方困らない程度、困難を伴わない程度であれば、原状回復をして追認していく。一番最初から違反状態をつくり出そうという行為でもって相談されるときは、それは当然だめですよという。

議 長

それは当然だめです。

事務局

もちろん追認できるケースは追認するのであって、ここは許可がおりないというところに建ててある分もありますので、そういったものは県と一緒に指導をしていくということになります。

11番

それは長引いて、私もその案件は長い間かかわって、裁判はどうしようもない、本当に当事者がお金がなくなったり行方不明になってそのままになるとかというケースも大いにあるからですね。早く是正が農業委員会でも伝わってきたら、農業委員の人も現状はいつも見てあろうから、違法建築なり違法な行為というのはすぐ、何の申請はなくても意識的に農業委員会にかけていただく、どうやろうか、そこはというような見守りが一番大切かなとは思っています。

議 長

農業委員さんの見守りというのが一番大事かなとは思っております。

11番

わかりました。

議 長

それでは、ほかに意見、質問がありますでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。

4条の1番の波多江駅北二丁目につきましての駐車場につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員ということで許可相当としますけれども、まだ一、二台残っていると、とめてあるということですので、成吉委員、時々見てから、許可がおりるまではとめたらだめよということを注意しとってください。

8 番

許可というのはどれぐらいかかるんですか。

事務局

こちらは見込みですけれども、常設審議会とか、別の案件を含めてですけれども、大体月頭ぐらいが見込みじゃなかろうかと。なので、8月の頭ぐらいが県の許可見込みではないかなというところですよ。特に問題がないという判断があった場合ですね。

8 番

わかりました。

議 長

それでは、次の議事に移りたいと思います。事務局。

事務局

議案書の18ページをお願いいたします。
議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会長お願いいたします。

調査部会長(6番)

議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

21ページの地図をお願いいたします。別冊の資料の3ページと4ページもお願いいたします。

申請地は県道船越前原線の作出入口バス停から380メートル東側の農地です。申請人は親子関係で、現在的那珂川市にあるアパートが手狭になったことや、両親の仕事、今、■さんがお花をつくってあるんですけども、両親の仕事を手伝いたいという理由で申請されています。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅であり、不許可の例外にも該当し、問題ありません。

また、開発許可も手続中で関係各課の意見も支障となる意見も出ておりませんので、第3調査部会では許可相当と判断しています。

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

28ページの地図をお願いします。別冊資料の5ページと6ページもお願いいたします。

申請地は二丈中学校のグラウンドから40メートル西側の農地で、筑肥線の線路のすぐそばなんですけれども、雑草がかなり茂っていました。隣接する既存の資材置き場を拡張する計画で現況の地形をそのまま利用するため、ほとんど切り土、盛り土の造成はありません。

農地区分は第3種農地になっており、転用行為は可能なところであり、問題ありません。

また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第3調査部会では許可相当と判断しています。

続きまして、番号3番。3-1と3-2は一緒になりますので、続けて報告します。

【議案書に基づき読み上げて報告】

33ページの地図をお願いいたします。資料の7ページと8ページもお願いいたします。

申請地は国道202号線の深江駅前の信号から100メートル南西側にあります。深江小学校の道を挟んで東側というか、202号線と深江小学校の間ぐらいにあります。今回隣接する宅地と合わせて11戸の宅地分譲の造成計画となっています。先ほどの1,118平米と宅地が1,429.69平米ありまして、面積の合計が2,547.69平米となります。これが11戸の宅地分譲の造成計画となっています。

農地区分は都市計画法の用途地域区域内にあつて第3種農地です。宅地分譲の転用目的が可能であり、問題ありません。

また、関係各課の意見も支障となる意見も出ていないことから、第3調査部会では許可相当と判断しています。

続きまして、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

38ページの地図をお願いします。それから、9ページと10ページもお願いします。

申請地は県道福岡志摩前原線の野北の信号から250メートルほど北西側の農地です。申請人は祖父と孫の関係で分家住宅として建築する計画です。今回申請地の一部の転用申請となっておりますが、現在分筆の手続をされておりまして、県の許可前には分筆登記が完了する予定だそうです。

農地区分は第1種農地に該当し、問題ありません。

また、現在分筆手続中であり、関係各課の意見も支障となる意見も出ておりませんので、第3調査部会としては許可相当と判断しています。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

44ページの地図をお願いします。資料の11ページと12ページもお願いいたします。

申請地は県道前原富士線の富田橋から230メートルほど北側の農地でした。申請人は親子関係で、昨年の大雨災害で既存の農業用倉庫が倒壊したため、場所を変えての再建築の申請です。

農地区分は農振農用地ではありますが、施設用地の用途変更が完了しており、問題ありません。

また、地元の水利承諾書もとっておりますし、関係各課の意見も支障となるような意見も出ておりませんので、第3調査部会としては許可相当と判断しています。以上、報告を終わります。

議長

事務局。

事務局

今回の農地法5条の許可申請につきましても、12ページをごらんいただきたいと思いますが、同じように一般基準と立地基準により許可の部分を判断しております。

こちらの12ページの一般基準につきましては、通常、「適当」とか、「該当なし」とか、「見込みあり」という部分については許可相当と書類上の判断はできるんですけども、この一般基準の中で受付番号5条の3番の分、こちらは7項目、宅地造成のみを目的とする場合にはというところに該当はしてきておりますけれども、農地法上も造成目的の転用はだめだよというところで規定しているところなんですけれども、こちらが都市計画法で規定しております用途地域の区域内にある農地でございますので、こういった場合につきましては造成目的だけの転用という部分についても可能でございます。

ちなみに志摩地区とか、地区計画とか張ってある部分につきましても造成目的での転用というのも可能になってきます。それ以外であれば、建て売り住宅というところでないと、許可できないところでございます。

今回の5件の申請につきましては一般基準上は許可相当と言えるものでございます。

18ページに戻っていただきまして、今度は立地基準ということになります。

まず、1番から立地基準ですが、第1種農地ということですが、こちらは3戸以上の集落に接続して設ける住宅の場合、不許可の例外という基準がございまして、こちらに該当しており、問題がございません。

続きまして、2番につきましては農地区分的にも第3種農地、いわゆる許可は可能なところだよという農地に該当しており、問題がないということですね。

3番につきましては、今申し上げましたとおり、第3種農地という位置づけ、かつ用途地域内というところでございますので、書類上は問題ないということになります。

4番につきましては第2種農地、広がりがない農地ということになりますけれども、祖父と孫さんの関係ということで、ここ以外に農地がないんだよというところを考えまして問題がないという判断ができるかと思えます。

最後の5番ですけれども、こちらは区分上は農振農用地、この中の施設用地ということで、今回の目的が農振法上の用途指定の目的に沿った転用行為ということでございますので、こちらについても問題ないということと考えられます。

以上、一般基準、あわせて立地基準につきまして、書類上の判断としては許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、第5条の番号1番から5番につきまして意見、質問がありましたら、どうぞ。平野委員。

3番

3番平野です。2番について一応譲受人が■■■■さんということになって、会社員で、現在も資材置き場が志摩に借りとうともんね。仕事は大体何をしておられるか。

事務局

■■■■

3番

それと、もう一点は4番の自己用住宅、これは分家住宅になるっちゃんない。違う。

事務局

今、2番の■■■■さんにつきましては■■■■という会社の方でございます。

4番の転用目的なんですけれども、こちらは申請書に記載しておるとおりの記載というところでございますが、こちらは市街化調整区域ということで、今、平野委員がおっしゃったように、実質は分家住宅、お孫さんが建てられますので、自己用住宅という表現になっておりますけれども、内容としては分家住宅でございますし、開発許可の対象になってくるということでございます。以上でございます。

| | |
|-----------|--|
| 議 長 | <p>よろしいですか。 ほかに何か質問、意見がありましたら、どうぞ。ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>なかったら、採決に移ります。 番号1番から5番につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員ですね。 1時間過ぎましたので、休憩をとりたいと思います。50分に始めたいと思います。</p> <p>(休 憩)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、50分になりましたので、審議を続けていきたいと思いま す。</p> |
| 議 長 | <p>事務局お願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の51ページをお願いいたします。 議案第41号「農地改良届出について」、ご審議をお願いいたしま す。また、あわせて監督委員の選任をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、調査部会より説明をお願いいたします。</p> |
| 調査部会長(6番) | <p>議長、済みません、届け出箇所がまとまっていることと公共工事に伴う 農地改良工事を一括して報告してよろしいですか。</p> |
| 議 長 | <p>一括でお願いします。</p> |
| 調査部会長(6番) | <p>議案第41号「農地改良届出について」。 届け出番号1番。</p> <p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p> |

地図は56ページ以降に載せておりますけれども、字図のほうがわかりやすいので、81ページの字図をお願いいたします。

申請地は岩本排水機場から60メートルから180メートルほど西側に申請農地が点在しています。今回の申請地には糸島市下水道課の公共工事に伴う一時利用届が提出されており、仮置きした土を利用し、農地を造成したいという内容です。

現地の状況としては野菜の作付がある農地や、また、つくられていない農地もありましたが、今回の造成により全ての申請人から作付計画も提出されており、営農に必要な改良行為であると考えられます。

また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第3調査部会では受理相当と判断しています。以上終わります。

議 長

ただいま説明がありました。これは全部隣接している農地でありまして、これは全部一緒にするなら、届け出ではなくて開発届が要るんですけども、1筆1筆に段をつけるということです。届け出で終わっております。そういった内容です。

何か質問、意見がありましたら、どうぞ。（発言する者あり）

11番

開発を逃れるじゃないけどそのために、そういう1筆1筆に段をつけてされる。

議 長

それもあるかもしれませんが、自分の土地というのは各申請人さんがわかるようにしたいというごたふうなんでしょうけど、そこいらは申請人しかちょっとわかりません。

（質問、意見なし）

議 長

意見、質問もないようですので、採決に移ります。
農地改良届について1番から12番まで許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長

全員ということで、それでは、監督委員を西原職務代理をお願いいたします。

議 長 事務局。

事務局 議案書の82ページをお願いいたします。
議案第42号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、非農地証明願についてということで調査部会よりお願いいたします。

調査部会長(6番) 議案第42号「非農地証明願について」。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

83ページの地図をお願いします。資料の37ページ、38ページもお願いいたします。

申請地は糸島グリーンセンターから400メートルほど北側にありました。現地は木が生い茂って山林化しており、農地への復元は困難な状態でした。

関係各課からは支障となる意見は出ていませんが、全体的に農地への復元は困難な土地と認められますので、第3調査部会では認定相当と判断しています。

2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

85ページの地図をお願いします。また、資料の39ページと40ページもお願いいたします。

申請地は糸島高校のテニスコートから90メートルほど西側にありました。現地は住宅の敷地の一部と倉庫が建築されていて、新しい感じというか、再建築されたような様子でしたけれども、家屋台帳によれば、平成11年3月に建築されておりまして20年以上経過していることや、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第3調査部会では認定相当と判断しています。以上報告終わります。

議 長 今、非農地証明願につきまして説明がありました。これにつきまして意見、質問がありましたら、どうぞ。三坂委員。

| | |
|-----|---|
| 13番 | 40ページの右上の畑の面積が間違っているようです。(発言する者あり) |
| 事務局 | <p>済みません。事務局です。済みません。現地調査資料の40ページにつきまして、本来、田んぼの114平米と記載しておかなければなりません が、ミスプリントでございます。この場で地目田というところと面積114平米でご訂正のほうをお願いいたします。申しわけございません。</p> |
| 議長 | <p>ほかに何かありましたら。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>なかったら、採決に入ります。</p> <p>議案第42号の非農地証明願につきまして証明書を発行することに同意する方の挙手をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>(全員挙手)</p> <p>全員ということです。</p> |
| 議長 | <p>次の議案に移ります。事務局。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の87ページをお願いいたします。</p> <p>議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」、ご審議をお願いいたします。</p> <p>内容につきましては事務局より説明いたします。</p> |
| 議長 | <p>【議案書に基づき読み上げて説明】</p> <p>以上、この件につきましてご審議のほうをよろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいま利用集積計画につきまして説明がありました。何か質問、意見がある方はどうぞ。中園委員。</p> |
| 5番 | <p>5番中園です。2番の御床は面積の割にえらい金額が安いんですけど、これは本人の申請ですか。何かわかる範囲でありましたら。</p> |

事務局 そうですね。金額的には本人が希望している額ということになるかと思
います。ちょっとうちのほうも何らかの事情等は聞いておりませんが、
わからない状況です。

議 長 この件につきましては聞いております。親戚同士で■■■さんのほうが安
かってよかけん、幾らっちゃよかけん、買うちゃんないと、あんまり要ら
んけんというごたふうで言われて、じゃ、これぐらいでよかねというごた
ふうで（発言する者あり）そうです。

よろしいですか。

ほかに何か質問、意見ありましたら。

（質問、意見なし）

議 長 なかったら、採決に移ります。集積計画につきまして同意する方の挙手
をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 全員であります。

議 長 それでは、次の案件に移ります。事務局。

事務局 議案書 89 ページをお願いいたします。

議案第 44 号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」、ご審
議をお願いいたします。

議 長 これにつきましては調査部会をしておりますので、調査部会より説明を
お願いいたします。

調査部会長（6 番） 議案第 44 号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」。

【議案書に基づき読み上げて報告】

90 ページの地図をお願いいたします。資料の 41 ページと 42 ペー
ジもお願いいたします。

申請地は大門駐在所の跡地から 80 メートルほど南西側にあります。

現地は少しタマネギの作付があったりとか、何か少し野菜をつくった跡が残っていましたが、大半が遊休農地化していましたが、当該農地には倉庫や駐車場もありました。

私たちが第3調査部会の中で話し合った結果、これがすごく頭が痛くて決め切れなかったので、こういう形で皆さんに審議していただきたいということで、こちらのほうに提出をお願いしたいということです。

意見としましては、申請地全体が耕作できる農地として指定をしているものなのかという協議になって、地図を見ていただけたらわかると思いますけれども、倉庫や駐車場は農地法違反ではないかとか、それから、農業用施設であれば違反ではないが、届け出をどうしたらいいのかとか、倉庫や駐車場を分筆した後に農地指定を行ってはどうかとか、農業用施設と考えれば、一体農地として認めてもよいのではないかということでいろいろ議論したんですけれども、結論が出ませんでした。皆さんにお諮りしたいんですけれども、済みません、審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいま調査部会のほうより、これを認めるかどうかということで、大体早く終わる予定やったんですけど、これよりも2時間ぐらいかかり、終わったら7時ぐらいになって、それでも意見がまとまらなくてちょっと総会のほうにみんなで諮ろうということでしておりました。

見てのとおり、初めはちょっとわからなかったんですけど、この農地の中に建物が建っておりました。そしてまた、農地の中に小さな駐車場もあり、そういったところも調査部会のほうでこれが農地として、今度また3条で買われるときに、そこも建物、また駐車場も3条で買っていいのかというようなこともいろいろ審議いたしまして、なかなか難しいなということで、そこいらもずっと事務局のほうに調べてくれということで事務局のほうにも調べさせております。それで、事務局のほうよりそういったところの説明をお願いいたします。

事務局

今回、別添の資料というところでホッチキスとじのやつと1枚ものがあります。住宅に付属する農地の下限面積の引き下げ制度というところと、ホッチキスどめの分を開いていただきまして1ページからでございます。

こちらのほうの基準に該当するかどうかということになるんですけども、まず、先に別添のホッチキスとじの4ページのほうから行きたいと思います。調査部会の方で意見が割れたというところがございますけれども、こちらを事務局のほうで調査しましたところ、あちらの住宅の横にある農業用倉庫につきましては、建築確認申請の後に確認通知書というのが出るんですけども、これによりましたら、日付については昭和58年12月20日に申請してあって、この中で確認通知書が出ておるんですけ

れども、こちらにつきましては用途につきましては倉庫と書かれておりまして、括弧して農機具用という記載がございました。これによりますと、農業用倉庫ということが言えるのではないかと考えております。こちらにつきましては今回の申請人■■■■さんが平成28年に相続したところまでございまして、これ以前につきましてはお父様の■■■■様という方がこういう農業用の倉庫を建築されたということでございます。

あわせて駐車場という部分につきましてもありました。机上ではございますけれども、面積につきましては倉庫が建築されている部分につきましては約120.58平米ぐらいと、駐車場用地としては68.17平米ぐらいというところで、合わせて200平米を下回るんですけども、ここで今のお話ししたかといいますと、資料の4ページにございます農地法施行規則第29条第1号の規定の取り扱いということで、こちらのほうの資料につきましては、2年前ですかね、農業委員会総会で取り扱った案件でございます。こちらの分につきましては農地法第4条第1項8号ということで、詳細につきましては資料の6ページにある農地法の規定になっているこちらの分の8号に該当してきまして、その他農林水産省で定める場合というところで、じゃ、この部分につきましては農地法施行規則第29条の第1号で規定をしております、こちらにつきましては耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全、もしくは利用の増進のためというところで、最終的にこういう施設につきましては2アール未満のものに限っては許可が要らないよという規定でございます。

この分につきましては、結局、法的な根拠としましては、200平米を切っとけば、基本、許可が要らないんだと。この中で別添の7ページ等もつけていますけれども、よく規定上、ただし届け出をしなければならないという文書の規定もございません。なので、基本、許可を取らんで建ててもいいし、届け出する必要がないというところにはなるんですけども、そういったもということで、29年2月総会で、結局、こちらの分については200平米以内かどうかとか、実際農業委員さんあたりにも質問されると思うんですけども、あそこの倉庫が建ちようけどいいとかいなとかというところで、そういう情報を得ないままですと、何か規制とか指導とかも行き届かないんじゃないかというところの中で、疑いもある部分の解消とか周知していただきたいという部分、また、農業委員会のほうでは建築していいかどうかとかわからないから、他法令といいますか、建築基準法とか都市計画法上とかの分についても審査ができない分があるから、届け出を出してもらおうごとしましよう。これはあくまでも法的な規制等がない中ですけども、協力依頼はして必ず出してもらおうごとしましようということを取り決めております。

ただ、この分につきましては過去というよりも今から工事を始めるとか

現在更地の状況については極力出してくださいと、どのみち建築申請とかするときに図面が要るでしょうということも含めて、そういう負担もあんまりないのではないかとということと、こちらのほうとしては農地法違反でもないし、他法令の違反でもないというのを確認した中で事務をできんかなということと、2アール未満であっても何かしら書類が必要。ただ、この分については今からする部分ということで決めております。

この中で農業用施設はということで5ページのほうにも書いていますけれども、こういう施設につきましては2アール未満であれば許可が要らないよということで考えております。

話をもとに戻しまして、この大門の[]につきまして農業用倉庫とか農業に附帯する施設、いわゆる駐車場についても農業用施設だということで考えられると。調査部会の後の調査で建築確認申請の確認書というのが確認できましたので、農業用倉庫ということで決定ができるものと思っております。こういう意味で調査部会で至りました違反転用じゃなからうかという部分については解消されておるかと思えます。

この分について建物につきましては、建物の登記も昭和59年にされている物件でございます。いわゆる建築基準法上も認められたところということで違法性がないところではないかとということで農業用施設だから、建っている部分につきましては違反ではないということで確認ができるものと思っております。

農業用施設については大門の分についてはこういう整理の仕方ができますし、過去、昭和59年の登記ということでございますので、今さら届け出を出しちゃらんかいなという話もできにくいということと、あわせてこちらがお父様がして、申請人のほうが娘さんで北九州市に行っておりますので、お願いしても何のことかわからんとじゃないか。農業に携わっていないということもございまして、事務局のほうからも届け出を出してもらえませんかということまでは言うておりませんが、面積等を含めて内容等を含めて違反ではないという考えに立っております。

ここの分で住宅に付属する農地の指定申請ということとどうかというご判断があったということで、住宅に付属する農地の下限面積の特例制度ということで、こちら1枚もので簡略化しておりますが、目的としましては遊休農地解消のためのところが主でございます。こちらにつきましては住宅を持ってある方が家を売ってしまいますと、不在地主になってしまう。不在地主になってしまえば、農地が荒れていく一方だということで、住宅を取得した方がその農地も耕作目的で欲しいという部分であれば認めていこうじゃないか。ただ、その中でひっかかってくるのが、農地法でいうところの下限面積5反という要件がひっかかってくるので、この部分について1平米から認めていこうかということで、農地ではあるけれども、こういう指定をした場合、農地取得も可能になってくるとい

うものでございます。書いていますとおり、農地の条件としまして、住宅の所有者と農地の所有者が原則同一ということで、こちらは相続を受けた農地で同一人物でございます。農地を全部、または一部が遊休農地であること。こちらは部会長の報告によりまして、少し作付があったごたるけれども、大半が荒れとったというところで該当してくる。

こちら3番目に書いています住宅の売買、こちらの分については今回該当しませんけれども、同一農地ということで今後判断していく材料となりますので、こちらは今回の分では該当してこないと思います。

あとは、個人によるという部分につきましては今回指定に関する判断につきましては該当してこなくなります。次の議案の中で説明していきたいと思います。

こういうことで最終的に調査部会のご意見等がありました、農地として丸々1筆いいものかというところですね。農業用施設につきましては農地法第4条の規定の施行規則ということで、自分の土地に建てるものだから、わざわざ分筆しなくていいという考えもでございます。例えば、こちらが人に売買するとかというところであれば、当然分筆して、面積に限らず、こういう行為をしていただかにかいかんことですが、意見もありましたとおり、自分の土地の部分で分筆は不要ではないかというところと、3条というところで耕作目的になるのかという考え方のご審議になってくるかと思えます。ご意見等あるかと思えます。よく農地の一部じゃなかろうかという考え方もそうでしょうし、いや、ここは耕作できんちゃけんねというところ、こちらの駐車場にしても今となつてはご本人がいらっしやらないのであれなんですけど、恐らくもともと■■■さんという方が大々的に農業をしてあつて、この規模の倉庫もあるし、出荷用とかの駐車場で確保したとではないかというところでございます。こういう部分を農地の一部として認めていくものなのか、また、こういう特例農地といえますか、指定を受けて荒廃農地を解消していこうじゃないかという考えという方もあるかと思えます。

確かに事務局のほうでも回答といたしますか、これがいいんだというところも確かにございませんので、補足的にはなりましたけれども、農地法3条で丸々1筆がいいものか、分けらにかいかんとかという部分のご審議になるかと思えます。ご意見等いただいてご審議いただければなと思えます。以上でございます。

議長

ただいま事務局のほうより説明がありました。建築なり駐車場は違反行為ではないということで、2アール未満のところでは許可不要ということになっておりますけれども、図面とかを見ますと、多分建てる時に分筆をしておいて、分筆はせんでも施設用地としてあつたんじゃないかなと。それをせんまま今まで来ているから、今までどおりの農地になっているの

ではないかというふうなことも推測はできます。

そういった中で、これが全部農地ということがかぎ括弧みたいになっておりますけれども、これを全部3条で認めていいものかどうか、そういったところを皆様の意見を聞きたいなと思っております。

事務局

参考になるかどうかわかりませんが、逆に考えますと、現在こういう届け出を出されて2アール未満の施設を建てられているという農地について、どういう取り扱いをするべきかということになってくると思います。じゃ、そういった届け出をされて農業用施設が建っている土地についても3条取得をする場合は分筆をなささいということになってくるのかということになってまいりますので、その部分については当時そういう届け出の必要がない時期のもので、現在届け出をしたというところに置きかえて考えられたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

議 長

置きかえてというか、分筆をしとったということなら、今からどげんなると。今までそれを登記しとらんで農地のまんまあつてが、もとはしとつて農地にしとらんというようなときは。

事務局

多分、局長のほうから出た分が置きかえてはということで、今、自分の農地に倉庫を建てますよね、2アール以内であればと。この分については我が土地やし、当然分筆せんでもいい。ただ、今から建てる分については届け出を出してもらうごと極力お願いしようというところで、分筆じゃないけど、面積を出しとる測量図は要するという状況で建ててよかよという話になってくるでしょうね。そしたら、農地の内に建てしもうとうから、分筆せん、ここの農地については売買できんばいと決めるとかどうかもということの考え方でいいんじゃないか。過去の分やけん、分筆して指定せにやいかん、分筆せにやいかんとやもんというところていくと、一概にというところもありますし、こちらは特別な農地といえますか、こういう指定を受けて下限面積も下げてという、遊休農地解消というところの目的やけん、特別に基準をこういった場合認めろうとか、逆に厳しくしようとか、逆に解消していかんやいかんけんが、こういう場合は認めようやとかという考え方も、ほかの農地法3条で出てくるような下限面積が必要な農地といえますか、ここを分けて考えられるのかなという気もしますし、同じように考えてもいいのかなという気もします。

議 長

それで、2アール未満の建物を建てる。それは何もせんでも建てられる。その土地の利便性を考えて建物を建てているということのを考慮したら、そこまでせん、分筆せんでもいいというようなこと。畑、田んぼに

対しての利便性を考えて倉庫を建てているというふうな解釈をしたら、別にそれも3条の中のうちというような考え方もできるんですよね。そういったあれでちょっと皆さんの意見をどんどん出してください。井上委員。

19番 農業用倉庫は農地には必要だと思うんですね。農地があるということはそれを耕す機械も要るし、管理する部分も要りますから、2アール未満の倉庫やったら、農地と一体のものとして捉えるべきじゃなかろうかと私は思います。

議長 ありがとうございます。そういった意見で一体化の農地として見るべきではないかという意見があります。
ほかに何か別に。磯部委員どうぞ。

11番 11番磯部です。私、いまいち流れがわからん。この分筆されている■■■■と■■■■というのがあるやないですか。■■■■というのが今回問題になっている田んぼでしょう。

議長 そうです。

11番 ■■■■というところに住宅が■■■■名義で建っているんですか。

事務局 そうです。

議長 そうです。そうです。

11番 そしたら、この■■■■は■■■■のもとには居住地だったんですか、■■■■さんは相続人かもしれんけど、その人の居住地か何かやったんですか。

議長 お父さんが住んであったんです。

11番 ■■■■さんという方が。

事務局 登記簿を見ますと、■■■■につきましたも■■■■さんの前が■■■■さんですかね。建物の登記、これは■■■■になりますけれども、同じくやっぱり■■■■さんの名義になっております。

11番 どっちも■■■■の名義。

事務局 それをそのまま28年に今回の申請人の方が相続で受けたという状況です。ですので、当時は■■■■さんのほうが居住してある家だったと思われま

11番 そしたら、この分筆は何のためにされたかとかはこの相続人はわからんわけ

事務局 そうですね。

事務局 分筆は住宅を建てるためにされているんです。

事務局 建てるためにされている。■■■■につきましては昭和38年6月10日に■■■■から分筆という部分になっていますので、建物の登記と同じ時期ですので、もともとこの■■■■の中にこんだけ家ば建てて、分筆して宅地部分は宅地になって、残った部分があの形で残ったという。

11番 残ったとは農業用倉庫。

事務局 農地として。

11番 農地として残っているということはそこに倉庫も駐車場も形跡があるよと今おっしゃりよう。住宅は住宅で取得して、そこには住む。そして、あとの農地については農業用の昭和38年ごろお父さんが手続きして、今もそういう形、違う部分もあるから、昭和38年ごろは農地を農業用。

議長 それは昭和57年やろう。

事務局 宅地に分筆したのが昭和38年で、こちら建物登記でいけば、今、問題の倉庫部分につきましては昭和59年、不詳新築となっていますけれども、こちらで登記が出ております。先ほど申し上げました確認通知書につきましては昭和58年12月20日で印鑑をついたものがあるので、建築確認を受けて建てたのが不詳という意味がわかりません。

11番 これは当然登記してあるからいいけど。

事務局 倉庫も登記。宅地の登記が昭和38年で、倉庫の登記が昭和59年です。

11番 建物も登記されとうと。

事務局 はい。

11番 建物は倉庫ね。

事務局 まず、宅地の部分は昭和38年。

11番 宅地の部分に建つとうとは住宅ね。

事務局 住宅です。宅地の部分は住宅です。農地に建っているのが倉庫。で、建築確認を見ると、農機具保管用の倉庫という目的で建ててあるんですね。

11番 そしたら、倉庫は別に分筆はされていなくて、この一体の中に建っているわけですね。

事務局 そうです。そういうことです。

11番 そのころは分筆やらして倉庫やら建てよったと。

事務局 転用許可が要れば、ああ、そうか、それでも4条やけん必要ないですね。

事務局 多分農地法の許可的には、後につながる不動産登記法まで見て許可というところまで権限が及んでいないので、当時、自分の敷地に建てるとき、売りもせん限りは分筆は不要だったんじゃないかなと思います。

11番 そうよね。昭和59年で登記されとうとやから、そこまでのいろんな登記していなかった。許可が要りよったとかいな。

事務局 今2アール未満の施設を建てる方についても同じ状況なんですよ。届け出をしてもらうようお願いはします。それは2アール未満に該当するのかどうか、あるいは建物を建てて他法令と問題ないかどうかというのを確認するために、あくまでもお願いです。

11番 あれはお願いやもんね。

事務局 拒否されれば、何の根拠があるとかと言われれば。

1 1 番 いや、うちも2アール未満はせんでよかろうと、自分はせんでいいっちゃないですかと私は言います。わざわざ費用をかけていろいろせにゃいかんけんね。それは何も費用がかからんで、ただするとやったら、いろいろ手続せにゃけんね。本当に違反でもないけん、いいんじゃないですかと私は言うことが多い、依頼者の負担を考えるとね。それが農地法違反でもはつきりせんといかんということやないということ認識しようもんやけん。けど、昭和59年ごろは自分の農地に倉庫を建てるぐらいいいと思つて、農地として倉庫と駐車場で使おう、あとの残りは何か農地をされたんでしょうけど。

事務局 昭和59年当時はそうやったろうということではなくて、今現在も同じ仕組みなんですよ。じゃ、うちのほうで届け出を受けて許可不要の倉庫を建てんしゃったよと、じゃ、それを当然分筆もされていませんし、分筆されてなければ、地目変更もされていません。それを誰かに農地として売りたいというときに、今後、農業委員会が全部について許可を出すのかどうかというところの判断にかかってくると思いますので。

1 1 番 でも、過去は過去で、今の今度は農業委員会のほうで出すと、それとも、昭和59年ぐらいのそういう。でも、今のでもいいっちゃろう。2アール未満の倉庫を建てる手続せんでもいいとかもしれん。これを誰かに売却するとき3条の許可でいいのかということやろう。

事務局 そういうことですね。（発言する者あり）

1 1 番 倉庫は、壊れるけん、よかろうもん。（発言する者あり）ちょこっと崩してもらって、それで倉庫はなしですと。今になりゃ、別に。でも、倉庫は建物登記があるとかね。

事務局 そうです。（発言する者あり）

1 1 番 何が何でも建物、倉庫を登記しとらんなら、別に今年は何も倉庫はなかったですよでいいばってん、登記しようなら、その倉庫の分を法務局で抹消せんといかんめえ。（発言する者あり）倉庫を登記されとらんなら、崩しゃ、それで3条でいいと思う。（発言する者あり）

議 長 ちょつとばらばらになりようけん、発言される方は手を挙げて、挙手をお願いします。そいけん、今から先はそういった問題が、問題といひますか、3条で売り買いするときその一部に建物が建つとうというような事例もかなり出てくるんじゃないかなと思います。そういった中で今後農業

委員会としてはそれを認めるのか認めないのか。それはそれで認めざるを得ないのじゃないかなというふうには思うんですけども。

11番

11番磯部ですけど、倉庫だけをこう外して売るといっても、じゃ、それをそのまま農業委員会のほうで何年も不明ですよと、放置しとつても、もともとの意義ある住宅に付属する農地指定というのは遊休農地とか耕作放棄地を解消するためにしようかといって思い立ったのが2年前のころやから、それとあわせて考えたときに、農地法3条の云々というたら、違反の部分もあろうけど、全体の糸島の耕作放棄地を解消するという大目的のためやったら、3条を出さざるを得んぢやないかなと私は思います。これをどうかこうか、そこだけ分筆して。分筆は何十万円もかかるんですよ。それは1万円か2万円できりゃ、私も勧めますけど、実際に何十万円もかけて分筆はされんし。

議長

みんな勘違いしたら困るとばってんが、2アール未満で、それ以上は全部申請せにゃいかんとですよ。そして、2アール未満でも農振地域はそれが建てていいかどうかという許可はとらにゃいかんけんですね。そして、農振地域やったら、農振除外の手続もとって倉庫を建てて施設用地という格好で農振地域はしてもらわにゃいかんとです。そこいらは間違えんどってください。2アール未満やったら、どこの農地でも建ててよかと思われとつたらいかんけん。

11番

何か説明書のあったよね、農業施設の……。

議長

今までの意見としては2アール未満の施設倉庫なんなりは経営といいますか、経営の田んぼの一部だということで3条許可をしてもいいんじゃないかという意見が多いようですけれども、何か反対意見の方ありませんか。これはやっぱり3条はおかしなかい。もし、それば解いたとき、そればまた整地して田んぼになされるとなというごたふうな意見はありませんか。

11番

ここは誰も家は建てられんと。田んぼに家は建てられん、大門というところは。

事務局

この分、調整区域になりますので、昭和58年7月に線引きして以降、多分そのときに建つと建物の用途やったらよかとか、用途を変えたらだめとかというのは出てくるかと思しますので、建てかえが利く期間は恐らくあれかなと思います。

11番

要はこれを売りたいと言ひよんしゃと。

議長

宅地と田んぼも一緒に売りたいと。(発言する者あり)

事務局

こちらは調整区域で、この大門のこの辺が地区計画が張られているんですけど、今、詳細な図面がないので、地区計画が張られておれば、建てかえ利きますよという返事ができるんですけど、このあたりが線が入り組んで、道路から向こうという決め方でもないし、道路からこっち来とつてもこう入り組んどうとですよ。この場で情報がなくて、回答は避けたいと思います。地区計画がこの辺には張っているんですけど、入っとけば、建てかえは利きます。ただ、入ってなかりゃ、かえって利かんといいことにはなりませんね。あと、都市計画課の判断というのは一番になってくると思いますけど。

議長

それでは、余り意見も出ていないということで、ここの部分は3条として認めて、住宅付属の農地として認めていいんじゃないかというような意見も出ております。一応今日出ておる部分についてはここで採決をとりたいと思います。そして、また次の案件がもしこういうふうな案件が出たら、またみんなでようと研究しながら持っていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局

審査表だけ確認させていただきたいと思ひます。済みません。議案書の88ページでございます。今から採決に入るわけですが、住宅付属の申請につきましては要件等該当しておるかどうかが一つの基準でございます。(1)から(7)までございますけれども、(1)の住宅の所有者と農地の所有者が原則として一致ということで、こちらは一致しております。

所有権移転登記の際に支障となる権利等の設定はございませんので、適しております。

こちらは中間管理権や利用権の設定、貸し借りの設定等はございませんので、こちらのほうも基準上適しておる。

原則として、住宅の所在地と同一大字内ということで、こちらについては隣ですので、該当しておることです。

原則として、20アール以内の農地であるかどうか。こちらは1,100平米で該当してくるといふことですね。

農地の全部、又は一部が遊休農地であるということにつきましては、こちらは報告どおり大半が遊休農地化しておったということに該当しておることです。

(7)住宅に権利移動に伴い、権利移動させることが適当な農地、遊

休農地解消でいいと思われるというところを含めてご審議のほうをよろしくお願いしたいと思います。

議 長

今、審査表では全部「適」ということになっております。これにつきまして住宅に付属する農地指定の審査について同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ということで、議案第44号につきましては同意するということになっております。

それで、これから先もこういったものはどんどん出てくるかとは思っております。そこいらはそのときそのときでまたいろいろとみんなで審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書92ページをお願いいたします。

議案第45号「糸島市住宅に付属する農地の別段面積取扱い基準に関する内規の改正について」、ご審議をお願いいたします。

内容につきましては事務局のほうで説明させていただきます。

こちら議案45号ということで提案させていただいております。先ほどの資料の1枚もののやつとホッチキスどめの1ページ、2ページになってきます。

今回提案する内容といたしましては、この取扱い基準につきましては、先ほど目的と農地の条件というところでお話しさせていただきましたが、ここの4番からということでの提案でございます。

1枚ものの資料によりまして、農地取得又は権利設定の条件というところで簡素に書いておりますけれども、取扱い基準上、第4条の関係でございます。個人による取得又は権利設定であることとか、住宅の取得又は権利設定をした日から1年以内に農地法3条の許可を受けることとか、3条の要件として、取得した農地については効率的に耕作することかということで書いております。

議案書のほうに戻っていただきまして、こちら取扱い基準第4条の1号、個人による権利取得又は権利設定であることにつきまして改正したいと考えております。こちらの分につきましては別段面積の取扱い基準につきましては農政対策の中で練り上げてきていただいででき上がった制度で

ございますけれども、第1号によります個人による権利取得というところで、個人に特定した理由としまして当初の想定としましては、ここが法人の場合については法人は農地として買えないだろうがというところが一番でございました。それで、法人を除くと。いわゆるこの制度につきましては宅地を買われた方がその付属する農地も耕作目的で買いたいといった場合に耕作放棄地解消のために設けた制度でございます。今回、住宅を法人が買ってしまいますと、法人が今度農地を買えない、所有適格法人というのは別として、農地を買えない法人が家に住むわけじゃないので、宅地部分を買うことはできますけれども、3条取得ができなくなる。じゃ、法人が買ってしまうと、指定する農地取得につながらない、いわゆる解消につながらないというところで、そういう意味で法人は除外しておたというところでございます。

こちらの改正箇所につきまして、右側の内規のほう、四角の3で囲っている部分についてのご提案でございます。住宅及び農地の権利取得者が個人であることが原則です、これは今申し上げたことです。法人、不動産会社等が仲介として一時的に住宅の所有権を有する場合と、現所有者、今の所有者の方が不動産会社から仲介して買った新しい所有者が最終的に住宅の取得者となるわけですけれども、この部分、基準上でいうところの第5号ですかね、権利取得から1年以内につきまして仲介業者から住宅を取得して、かつ3条許可申請も1年以内、ここでいうところの1年以内でおさまるものであれば、適用してどうだろうか、いいんじゃないかというところで考えております。

理由といたしまして書いておりますが、不動産業者が仲介業者として整備された土地を購入したいという部分については、通常の流れ的にも古い宅地よりも購入者のほうが買いやすいとではないかというところもございます。一連の流れで住宅を売った日から1年以内であれば、3条取得までが1年以内であれば、こういう形でリフォームされた住宅を欲する方もいらっしゃるれば、あわせて農地も解消の意味で耕作したいという方に対して、内規的ではございますが、幅を広げれば、より農地の解消が進むのではないかと考えております。

実際相談がありまして、三役に相談しながら緊急で総会に提案したいというところでございます。

実際、下に住宅、農地と書いて、個人Aから法人、個人Bと書いていますけれども、実際の相談があつておりまして、住宅の所有者Aさんから所有権が個人Bに行っている状況でございます。これが間に法人が入っておるから、当初の考え方は、だめだよということにもなるんでしょうけれども、今申し上げたとおり、通常の住宅を買う場合はこういうケースがあり得るとではないかというところで、内規の部分でこういう形でこういう事業所のほうが一時的に住宅を所有して新たな個人の所有者がした場合

は、読みかえるといえますか、こういう個人の権利取得、または権利設定ということで考えられないでしょうかという内容での提案でございます。以上、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局より説明がありました。これが法人にあればしてクリーンにすると、不動産会社はぼんぼん入ってきて、何か規制をせんと、全部つまみ食いじゃなかばってん、全部食われてしもうて、自分たちがしょう遊休農地を解消しようという目的がなされんようになりますので、ある程度の期限といえますか、今までどおり、個人から個人でも1年以内やったらオーケーですよというふうにしておりましたので、法人が入っても次の人に渡るまでが1年間なら、個人から法人、個人まで渡る間が1年間ならいいんじゃないかなというふうに判断をしておりました。

そういったことで皆様方の意見を聞きたいと思いますが。磯部委員、そういうところはどうなんですか。

11番

これはそれで空き家住宅とか買う場合は割とこれは使うやろうとっているんですけど、何らかの事情でそれが残つとうとは土地転売するともあるけど、ただ、農業委員会が審査するときですよ。1回、先に宅地だけは売買するじゃないですか、現所有者から個人の新所有者BならBに移転する。農地が残っている部分は農地の許可があるから、許可が出て今度は所有権移転すると思うんですよ。同時にはしていないもんね、されんちゃんね。先に宅地だけ売買して、許可が出たら、その農地も新所有者にありますよという。だけん、契約を最初しとう部分のコピーだけでももらったほうがいいじゃない。そこが記載されているか何か。

事務局

それはどこからどこへの。法人から個人への。

11番

そうそう。そこはしとかんと、あなたたちは言うだけですからね、後で私がしますが、はっきり言うて、します。だから、口で言うたって、後、証拠が何も残らんから、あんたこげんやなかったろうがって農業委員会が言うても、あんた話はそうやったでしょう、何かこれは残っていますかねと必ず言われるから、最初面談したり許可するときには、そういうふうなのがあって、ここ1年以内にしますというのを重要事項説明書にも必ず書かんといかんようになっているし、土地の売買契約書にも書かんといかんようになつとうから、その書いた部分はちゃんとコピーを、売買契約書なりを何か書かれた部分はコピーで確認して。

議 長

それは業者がそればする。

1 1 番 農地転用許可書を出すでしょう。

事務局 はい。

1 1 番 許可書を。そのときにこれはこういうふうで別段可能住宅に付随する農地やから、今度この確認を後日何かあったときにもうちのほうでも、そういうことで残しとったらどうですかと。

事務局 そうですね。こちらの3条申請をするときに、結局、自分がこの家を持っているよというところの確認書類、いわゆる住宅の登記簿であるとかで、それでも確定ですし、あと、登記が間に合っていないくて契約書はあるよという部分については最低確認いたします。

1 1 番 契約書だけはそこの書いている部分だけは持とったほうがいいとよ。

事務局 3条申請には添付して保管。

1 1 番 しているんでしょう、別段面積こうこうとか、後で、今言ったような新所有者の抜け穴みたいにして不動産業者が荒らしたときのために、こういう条件やったということはしとっちゃろう。

事務局 はい。

1 1 番 そしたら、いい。そこをしとったら、いいっちゃないかなと思っすけどね。

事務局 おっしゃるように、今も売買契約書をつけてしているんですけど、今回登記簿をとりますと、今Bさんに行っているんですけど、Aさんがあって、不動産会社があって、Bさんの登記になっていると。3条申請の分については今まで過去3件ですかね、AさんからBさんという建物の登記はなかったんですね。この流れだったんですけど、今回の分については不動産会社の登記が入とうということで、今までの考え方ですと、ちょっと個人の取得じゃないっちゃないかいなという意見が出た場合もあるんですけど、今回そういう不動産会社が入とうけど、最終的にはBさんに行っているから、個人の権利の取得という形で考えないでしようかというところの提案ですね。

事務局 この後、指定をして、実際3条申請があつたら、今度買われる。農地の動きはAさんからBさんにしか動かないんですよ、法人が持てないからで

すね。そのときにBさんに面談をしますので、そのときに農地として使わにやだめとよ、荒らしたらだめとよというのを調査部会のほうで指導というか。

11番 聞き取りをして、そういう注意を促していくということですよ。書面で残っとれば、Aから法人に宅地は行って、それから、Bに行ったよ。ただし、農地のほうはAからBしかできませんよというのが、後で法人がこうこうとか何かあったときに書面さえ提出しても言葉は要らない、なるだけ書面がこうという確認だけで済むようにしてあると思いますけど、したほうがいい。そうすれば完璧じゃないかなと思っています。

事務局 ちょっと今のところがよくわからなかったんですけども、今回、住宅部分については登記はBまで行き着いているので、登記簿をとればいいかなと思っているんですけども、農地部分についても何か不動産会社からというお話ですかね。

11番 それは農地部分についても契約書をとっているんでしょう、宅地の売買と一緒に農地の部分も契約書の中に一筆入とうでしょう。多分入っていると思いますけどね。

事務局 そうですね。入っているケースと入っていないケースがあります。

11番 重要事項説明のところか備考欄に本当はこれを入れてもらっとったら一番、私たちはそれがあれば、あと、誰から誰、法人にできなかったとか。

事務局 磯部委員が言われているのは、農地が確実にBに動くよという裏づけを許可を出すときにとっておきなさいというお話ですね。

11番 はいはい。

事務局 なるほど。

11番 それがないと、後でどうやったこうやったで言葉で話したって住宅業者は打て合はんから、あなたたちが何か違反して呼び出しかけるときにはその書面のコピーさえあれば、呼び出しはすぐかけられるでしょう。こういう約束やったでしょうが、違反ですよと。

事務局 それは一理ありますね。

1 1 番 それはちょっと手間がかかるかもしれませんが、後々のためには保存しとったほうがいいじゃないかなと思います。

3 番 今の意見ばってんが、例えば、農地をかうて、今言う周りの農地たい、これを欲しいということのあつとうからくさ、かう人が、Bさんが、それが初めから行って、かうた人がそれは要らんよと言うかもしれんし、それは要るけん、どうかしてくださいというかもしれんし、そこ辺はどげんなる。

1 1 番 私はそうじゃない。今言いようとは、既に売買するときに農地がありますよ、それは付属する農地で対処できますよという案件のときの売買を私は言いようよ。最初から。

事務局 そうですね。

1 1 番 後から云々は、先に土地だけかうたよ、後で農地が見つかったよというのはまた付属する農地で申請書を出せばいいことやろうが。それと2つに分けて考えんと。きちっと契約で決まっている場合と、後で自宅だけはかうたけど、あそこにちょこっと農地があつてあれも一緒と言われるときと別に考えとかにやいかんです。そいけん、今言うたように、法人が入つて、農地があるけん、これも大体一緒に自分のところから転売したいけど、自分は法人やけん、農地取得がでけんけん、とりあえず宅地だけはBさんあなたの名前にしとくよ、後でこの農地は3条許可をしたときにBさんになるよということの説明をせんでいいように、最初、重要事項説明書なり契約書に必ず大体入れとうはずですけどね。だけん、二つだけやけん関係ない、売買は後ですとかという場合もあるかもしれん、同時にせんで。そやけど、同時でするときは考えりやいいつたい。今度同時で法人が取得でけんけん、後で農地法の3条の許可出して新所有者のBにやるよというのは、最初の契約に大体入つとるはずやけど、入っていない場合は一連の一応入れとってくださいと。どうせ取扱協議書は法人がそれも一緒にするからですね。最初の契約に入つとうから、農地と宅地とセットで売りますよというふうになつとうと思う。

3 番 初めからセットということでね、それがあつた場合はな。

議 長 あつた場合はそっちのほうが。

1 1 番 そいけん、利延さんが言うとはない時を言いよるつたい。後からちょこつとあつたけん。それは付属する農地でまた申請すれば、それは個人個

人ですんやろう。不動産屋が取得してするもんじゃないけんね。

3 番 　　ただ、不動産が入った場合は1年間という期間のあるけん、あんまり遅うしよったっちゃ、農業委員会を通していくとは2カ月はかかるけんね。そんなに多くはないと思うばってんね。ただ、今回出たけんくさ。

議 長 　　そういったあれで。

2 番 　　2番西原ですけど、今回の申請において宅地のほうは売買できとう。

議 長 　　聞いて、登記簿にBさんになつとうと、宅地の。

2 番 　　売買は済んどったいね。

議 長 　　だけん、売買が終わっている状況。

2 番 　　結局、農地取得までのここ1年間ということ。

事務局 　　はい。

2 番 　　だから、不動産があれせんで仲介だけで買うた人はそれから1年間のまだ農地取得はできんとよね。

事務局 　　そうです。だけん、ここでいえば、Aさんが不動産会社に売つとうじゃないですか。ここを個人の権利取得として見るけん、結局AからBに行く流れ、不動産が入つとったっちゃ、Aが売って1年以内に3条許可まで入れればいいと。

2 番 　　不動産を

事務局 　　そうです。だけん

議 長 　　不動産が買うた期間も合わせて。

事務局 　　合わせて。

議 長 　　1年というふうでしょうかというふうな

事務局 　　例えば、〃(発言する者あり)

- 1 1 番 税がかかるけん、1年以上したら、税が発生するけん。
- 事務局 だけん、例えば、住宅のほうを去年の7月に買うときゃ、1年過ぎてしまいうけん、そがんことはならんよということにはなるんですけど、これが9月に買うときんしゃりゃ、まだ時間があるじゃないですか。去年の9月に不動産が買うとって、
- 1 1 番 だけん、その時期を売買契約の時期と見るのか、それとも、所有権の移転の時期とみるのか、そこら辺も。
- 事務局 権利の取得、そうですね。
- 議 長 遊休農地を解消するというあれで見て、ちょこっとそこいらの見る方向の改善もいっちゃないかなと思いますけど。
- 1 1 番 そいけん、税も考えていかにやいかん。ちょっと言うとかにやいかん。
- 議 長 その点は1年以内ですよということを提言しとけば、不動産もなかなか入られないんじゃないかなというところの提案です、今日は。
- 1 1 番 だけん、Aから法人のXならX、XからBというのを包括的に契約書に書いてあるはずですよ。大体法人が云々とはそこまでの責任をとって売買契約せにやいかんようになつと、違反になりますので。そこまできちっと記載していると思います。
- 事務局 通常、宅地を買うたら、この部分もという契約書で大体でき上がつととが一般的ですね。ということですね。
- 1 1 番 Aから法人X、XからBに、こういう法人取得ができなかったからAからBに後日3条許可をして所有権移転しますよという内容が一応書かれとけば、一番いいと思います。
- 事務局 契約自体はできますけんですね。3条の許可書が出らんと、登記ができませんだけです。契約はできるっちゃできるけんですね、確かにですね。
- 1 1 番 3条許可は法的にあれですけど、契約が一番やけんですね。優先順位としては。契約があれやからですね。

事務局 契約がないとですね。

議長 ほかに質問、意見等がありましたら、どうぞ。

18番 18番、原田です。地元の不動産屋が農業関係のということで農地についてもですけど、今言われていました宅地に隣接しとる部分でということで相談された部分があつてですね。その話をちょっと聞きにも行きましたけれども、ほかにもいっぱいあるとたいというふうな話をされて、1件だけじゃないというふうなことで、今話された中で詳しいことは私も知らんばってん、そういった話をしていただいて、直接農業委員会に行きないというふうなことを、それはそれで通るんだろうと思うんですけど、こういう話をしていただいたほうがいいじゃないかなと思います。参考になりますので、よろしく願いしておきます。

議長 ほかに意見、質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議長 採決とっていいでしょうか。それでは、内規の変更ということで同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ということで内規の変更をさせていただきます。
それでは、全部議案は終わったんですかね。

事務局 議案は終わりました。

議長 その他に入ります。事務局。

事務局 それでは、その他に行きたいと思います。
議案書の94ページをお願いいたします。
こちらはあっせんのでんまつということで本日の3条審議のほうとあわせて説明した内容でございます。
次の95ページにつきまして農地対策A班の報告ということでよろしくをお願いいたします。

2番 6月18日に現地調査を行っております。
まず1番目に、大門の町屋敷につきまして所有者は[]さんです

かね、この方は亡くなってありまして一応相続はできていないということで息子さんが相続人の第1ということになっております。ここは5回ぐらい現地調査を行っておりますが、ちょっと片づけがあったということでほとんど変わっておりませんので、面談をやりましょうということにしておりまして、なかなか使用者が不明と書いてありますが、■■■さんという方が使用してあるそうですが、連絡がとれん状態ということで連絡がつき次第、面談をやりたいと思っております。

2番目の末永の白藤の部分につきましては■■■さんが新規就農されております。一応平成29年7月18日に現地調査した部分ではかんきつのがあれが20本程度あったが、面積に対して定植が少ないということでしたが、その状態でミカンの手入れも全然してありませんし、その周辺の農地の部分に瓦の粉砕した部分が山積みしてありました。その部分が少し農地のほうにも入り込んでいるようなところで、この瓦とかいろんな部分が粉砕されとる部分が産業廃棄物になるかどうかを調べながら、文書指導なり、文書指導がうまくいかん場合は面談なりをやりたいと思っております。

番号3番の二丈一貴山才木につきましては、ここも家財道具が結構置かれておりました。ここも平成30年2月20日に息子さんと面談するという形になっておりましたが、8月22日に行ったときには少し片づけがあったということですが、それから今度行った部分ではほとんど前と変わらないということでしたので、同じことの繰り返しになりますけど、早期撤去ということで文書を送りたいと思っております。

4番目の吉井の大山口につきましては、■■■さんの部分で■■■さんが新規就農でつくられる部分ですけど、一応サクランボと書いてありますが、面積が1町何ぼかありまして、とても手に負えんような状況に見えました。元ミカン山か何かの跡じゃないかなと思いますけど、結構大きな木を伐採してあって重機で掘り起こしてありましたけれども、石が多くて、とてもあの部分で営農するのはきついんじゃないかなというふうに見受けられました。サクランボの部分は初めに30年4月の部分で鉢植えしてある部分が置いてあるという程度で、造成工事もストップしたような状態でしたので、営農の意思の確認を文書で聞きたいと思っております。

5番目は東の若宮の■■■が平成29年に農地取得して、二、三年うちにはちゃんと営農しますということでしたが、それからほとんどまだ造成もできておりません。その中で1棟だけハウスでオカワカメをちゃんとしてありましたけど、また、レストランとかという部分を考えてあります部分で、自分の農地で自分の農作物を使ってレストランをやりたいという構想がありますので、早急に営農をやってもらいたいという部分と造成を進めてほしいということ。結局ここも4町ぐらいの面積です

7月30日が先進地視察研修ということで、大分県の中津市農業委員会と、また、法人のほうに行きたいと思っております。こちらにつきましては書いていますとおり、8時45分、第1別館の真向かいのほうから出発したいと思っておりますので、こちらのほうに集合していただいて、車のほうもそこに置いてございますので、市役所の西側駐車場のほうから8時45分出発ということです。

服装なんですけれども、エコスタイルということで特段ネクタイ等は不要かと考えておりますが、よろしいですかね。上だけ作業服を羽織るというのもあるんですけれども、エコスタイルでどうかなと思っております。当日、昼食のほうもしますので、1,000円徴収したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

これは推進委員さんで来られるところも全部案内は

事務局

あと、推進委員さんのほうには報告いただいた内容の方また改めてファクス等で連絡差し上げます。ここ8時45分出発ということで連絡を入れます。同じようにエコスタイルでということになります。

次のシンポジウムですね。7月24日、クローバープラザであります。こちらは1時受け付けで1時半開始という内容でございます。昨年もそうだったんですけれども、また時間帯はファクスで流します。大体春日駅まで1時間ちょっととなりますので、11時29分で行けば、向こうに43分ぐらいに着くけん、間に合うかなと。ぎりぎり44分のともありますので、45分とかそのぐらいに着くとじゃないかなと思っておりますので、今のようにファクスで何時と何時の電車に乗ってくださいという部分でファクスを流します。事務局のほうはこの電車で行きますという部分を含めてファクスでお知らせしますので、予定としては11時29分か44分で行っていただければと思います。

次、新任農業委員研修・推進委員研修ということで8月2日開催がありますので、該当の方はご参加お願いしたいと思います。

次に、8月1日に第1調査部会を3号会議室で開催いたします。件数にもよりますが、一応10時予定ということでお願いしたいと思います。

7月23日ですが、農地対策のB班、1時半から10号会議室、車庫の2階ですね、こちらで開催したいと思っております。

同じく7月25日ですけれども、農政対策委員会、こちらも1時半から市役所の新館4階3号会議室で計画をしております。

こちらの分、最後、県の農業会議福岡支部研修会ということで糸島市が主催となっております。8月22日、さいとぴあで2時から4時半の間で開催したいと思っております。

以上、今後の計画予定につきまして報告させていただきます。

(6) その他につきまして事務局からはございません。以上でございます。

事務局

済みません。私、認定農業者連絡協議会の事務局を農業振興課が持っておるものですから、ちょっとそちらのお願いということなんですけれども、8月2日、新任農業委員の研修と重なっておるんですけれども、対象でない認定農家の方の委員さんがいらっしゃると思います。この連絡協議会の総会の出席状況が非常に少ないということで、新任じゃない方は是非来ていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

これで今回の第5回の総会は全部終わりました。事務局お願いします。

事務局

その他の事項はないということでございます。閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

今日はいろいろな内容で難しい点もあったと思いますが、本当に皆さんの会議でありありがとうございました。これをもちまして第5回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和元年7月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

1 9 番 井 上 孝 治

1 3 番 三 坂 勝 弥

